

要配慮者利用施設における避難確保計画チェックリスト（施設確認用）

チェック対象施設： _____

チェック担当者名： _____

計画の項目	チェック項目	チェック欄
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達（市計画ひな形「4 防災体制 5 情報収集・伝達」） （水防法施行規則第 16 条第 1 号）洪水時の防災体制に関する事項 （土砂災害防止法施行規則第 5 条の 2 第 1 号）土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項		/
	1 施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか	
	2 高齢者等避難の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか	
	3 高齢者等避難等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか	
(イ) 避難誘導（市計画ひな形「6 避難誘導」） （水防法施行規則第 16 条第 2 号）洪水時の避難の誘導に関する事項 （土砂災害防止法施行規則第 5 条の 2 第 2 号）土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項		/
	1 避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか	
	2 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか	
	3 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか	
(ウ) 施設整備（市計画ひな形「7 避難の確保を図るための施設の整備」） （水防法施行規則第 16 条第 3 号）洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 （土砂災害防止法施行規則第 5 条の 2 第 3 号）土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項		/
	1 洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか	
	2 夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか	
	3 屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか	
(エ) 教育・訓練（市計画ひな形「8 防災教育及び訓練の実施」） （水防法施行規則第 16 条第 4 号）洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項 （土砂災害防止法施行規則第 5 条の 2 第 4 号）土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項		/
	1 適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか	
(オ) 自衛水防組織（設置した場合のみ）（市計画ひな形「○ 自衛水防組織の業務に関する事項」） （水防法施行規則第 16 条第 5 号）自衛水防組織の業務に関する事項		/
	1 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか	